

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年4月6日
【会社名】	ダイトエレクトロン株式会社
【英訳名】	Daito Electron Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前 績行
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区宮原四丁目6番11号
【電話番号】	06(6399)5041(代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 管理本部長 毛利 肇
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区宮原四丁目6番11号
【電話番号】	06(6399)5041(代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 管理本部長 毛利 肇
【縦覧に供する場所】	ダイトエレクトロン株式会社 東京本部 (東京都千代田区麹町三丁目6番地) ダイトエレクトロン株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区栄三丁目10番22号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年2月5日開催の取締役会において、平成29年1月1日を効力発生日（予定）として、当社の完全子会社であるダイトロンテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社の2社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）本合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ダイトロンテクノロジー株式会社	ダイトデンソー株式会社
本店の所在地	大阪市淀川区宮原四丁目6番11号	滋賀県栗東市伊勢落字野神689番地1
代表者の氏名	代表取締役社長 野中 昇	代表取締役社長 小林 雅則
資本金の額	191,700千円（平成27年12月31日現在）	220,000千円（平成27年12月31日現在）
純資産の額	1,806,546千円（平成27年12月31日現在）	1,627,376千円（平成27年12月31日現在）
総資産の額	3,187,686千円（平成27年12月31日現在）	3,613,799千円（平成27年12月31日現在）
事業の内容	製造装置の開発・製造及び販売	電子機器及び部品の設計・製作及び販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（ダイトロンテクノロジー株式会社）

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
売上高（千円）	3,033,328	2,431,599	3,078,522
営業利益又は営業損失（ ）（千円）	72,937	131,353	286,492
経常利益又は経常損失（ ）（千円）	64,951	152,816	305,875
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	175,887	141,496	270,706

（ダイトデンソー株式会社）

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
売上高（千円）	3,081,179	4,329,362	4,958,846
営業利益（千円）	165,442	351,754	571,612
経常利益（千円）	169,327	357,614	577,335
当期純利益（千円）	91,803	216,760	376,631

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

当該吸収合併の相手会社	ダイトロンテクノロジー株式会社	ダイトデンソー株式会社
大株主の名称	ダイトエレクトロン株式会社	ダイトエレクトロン株式会社
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100%	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

当該吸収合併の相手会社	ダイトロンテクノロジー株式会社	ダイトデンソー株式会社
資本関係	当社が100%出資する連結子会社です。	当社が100%出資する連結子会社です。
人的関係	当社役員による相手会社の役員兼任及び当社顧問が相手会社の監査役を兼任しております。	当社役員による相手会社の役員兼任及び当社顧問が相手会社の監査役を兼任しております。
取引関係	当社との間で売買契約、不動産賃貸借契約等の取引があります。	当社との間で売買契約、不動産賃貸借契約等の取引があります。

(2) 当該吸収合併の目的

当社は、製造装置の製造を手掛けるダイトロンテクノロジー株式会社と電子機器及び部品の製造を手掛けるダイトデンソー株式会社を子会社として傘下に置き、機能別分社経営による「製販一体路線」を推し進めてまいりましたが、この「製販一体路線」をさらに強化するため、ダイトロンテクノロジー株式会社、ダイトデンソー株式会社の2社を当社に吸収合併することといたしました。この合併により、当社グループはこれまで培った「製販一体路線」から、更に提案力の高い「製販融合路線」へと推し進めるべく、当社を含めた3社の情報、技術、ノウハウなどの経営資源を融合し活性化することにより、新たな分野の開拓を図ってまいります。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、ダイトロンテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社は解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

当社は、ダイトロンテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社の発行済株式の全てを保有しているため、本合併に際し株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

その他の吸収合併契約の内容

当社、ダイトロンテクノロジー株式会社及びダイトデンソー株式会社が平成28年2月5日付で締結した合併契約書の内容については以下のとおりであります。

合 併 契 約 書

ダイトエレクトロン株式会社（本社 大阪市淀川区宮原四丁目6番11号。以下「甲」という。）とダイトロンテクノロジー株式会社（本社 大阪市淀川区宮原四丁目6番11号。以下「乙」という。）とダイトデンソー株式会社（本社 滋賀県栗東市伊勢落字野神689番地1。以下「丙」という。）は、合併に関し次の契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲は、乙及び丙を吸収合併し、甲は存続し、乙及び丙は解散する。

第2条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙及び丙の発行済株式の全部を所有しているため、乙及び丙の株主に対してその株式に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

第3条（甲の資本金等）

合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第4条（合併効力発生日）

合併効力発生日（以下「効力発生日」という。）は平成29年1月1日とする。ただし、この日までに合併に関し必要な手続きが終了しないとき、その他やむを得ない事情があるときは甲乙丙協議のうえこれを変更することができる。

第5条（会社財産の引継ぎ）

乙及び丙は、効力発生日までにおける計算を明確にして、合併効力発生日において財産及び権利義務の一切を甲に引継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

第6条（会社財産の善管注意義務）

甲、乙及び丙は、本契約締結後合併効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその財産の管理及び業務の運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼすような事項についてはあらかじめ甲乙丙協議のうえ定める。

第7条（従業員の処遇）

甲は、合併効力発生日において乙及び丙の従業員を引き継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては甲乙丙協議のうえこれを定める。

第8条（合併条件の変更および合併契約の解除）

本契約締結後合併効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲、乙又は丙の財産あるいは経営状態に著しい変動が生じたときは、甲乙丙協議のうえ合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は法令に定められた関係官庁等の許認可がない場合には、その効力を失うものとする。

第10条（規定外事項）

本契約に規定するもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙丙協議のうえこれを決定するものとする。

以上本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ甲が原本を保有し乙及び丙はその写しを保有する。

平成28年2月5日

甲 大阪市淀川区宮原四丁目6番11号
ダイトエレクトロン株式会社
代表取締役 前 績 行

乙 大阪市淀川区宮原四丁目6番11号
ダイトロンテクノロジー株式会社
代表取締役 野 中 昇

丙 滋賀県栗東市伊勢落字野神689番地1
ダイトデンソー株式会社
代表取締役 小 林 雅 則

(4) 当該吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

本合併に際して新株式の発行、新株式の割当ては行わないため、該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ダイトロン株式会社（注）
本店の所在地	大阪市淀川区宮原四丁目6番11号
代表者の氏名	代表取締役社長 前 績 行
資本金の額	2,200,708千円（平成27年12月31日現在）
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	電子機器及び部品、製造装置の開発・設計・製造・販売

（注）当社は平成28年3月30日開催の定時株主総会での決議により、平成29年1月1日付にて「ダイトロン株式会社」に商号を変更する予定です。

以 上